

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

表彰規程細則

この細則は表彰規程第2条に基づいて受賞者の選考基準を定めるものとする。

(表彰基準)

第1条

感謝状

- (1) 技師会に善意の奉仕をした者、および準会員で鹿児島県に勤務し、本会に対して貢献があったと会長が認めた者。
- (2) 8年以上役員として従事した者。
- (3) 各地域世話人の会務に10年以上を目安に従事した者。
- (4) 各研究会・部会の会務に10年以上を目安に従事した者。

表彰状

20年以上放射線関係業務に永年勤続した者。

功労賞

- (1) 10年以上本会役員をした者。
- (2) 本会副会長を務めた者。

特別功労賞

本会会長を務めた者。

学術賞

- (1) 論文(原著)を書いた者。
- (2) 本会の名誉を高揚する研究、発明、発見、考案を行った者。
- (3) 研究発表が10回を超えた者(地域研修会・商業誌投稿論文を含む)。ただし共同研究者は除く。

第2条 表彰は賞状を授与し、副賞を添えて行うものとする。

第3条 受賞者は生存者を原則とするも、特別の場合、物故者でも差し支えない。

第4条 この細則の改廃は、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年3月21日より施行する。
- 3 この規程は、令和5年10月14日より施行する。
- 3 この規程は、令和6年6月2日より施行する。